

平成 25 年 11 月 20 日

## 第 6 回議会改革検討委員会要録

日 時 11 月 15 日（金）午前 10 時～11 時 17 分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、服部、辻、長岡、康村、東、芳倉  
富木  
欠 席 吉川  
資 料 議案料の扱いに関する協議結果について

### 審議結果

#### 1. 予算書・決算書及び議案料の扱いに関する協議結果について

第 5 回議会改革検討委員会の協議結果を踏まえ、10 月 11 日付けにて資料の通り議長宛てに文書で報告した。①予算書及び決算書の「節」にかかる事務事業用語（説明用語）を統一すること。②予算書及び決算書に関する資料であることに鑑み、金額を統一した資料として提出すること。③資料がどの款、項、目、節に属し、いかなる事務事業であるのかを明確に表示すること。④議案審議資料と一般質問資料を区分し、綴じ込む場合は目次を付すこと。申し入れ事項については、本日午後で開催される全員協議会の資料から既に実行されており、今後の議案資料においても同様である。

○日付けの付し方についても申し入れて頂きたい。

○日付けについては、常識の範囲として扱っている。申し入れ事項はこれまでの扱いを改善する課題についてまとめたものである。

#### 2. インターネット中継並びにタブレット端末の視察研修結果について

○鳥羽市議会のタブレット端末は、たいへん良い道具だと思う。導入に 5 万円程度、維持費として月額 4,000 円から 5,000 円と相当な金額になるが、どうするのか。

○お金の話しは一先ず後回しにして、先ず道具としての是非について議論してはどうか。

○インターネット中継については、議会傍聴に来られない方々が録画中継で見ることが出来て、議会に対する理解が深まる。中継の方法として YouTube が良い。費用の問題はあるが、インターネット中継は進めるべきである。タッチパネルについては、操作が簡単で優れている。

○タッチパネル端末の機能は利用範囲が広く、今後の議会改革の一つとして取り組むべきである。鳥羽市議会や飯能市議会において、どちらも有効に活用されており、特にパネルモニターとして使われていた。またペーパーレス化の取り組みとして、議員への通知や会議資料の送付をデータで行っている。タブレット端末は、議場や委員会室で有効に使用されており、飯能市議会では災害時の危機管理にも活用され、震災時の緊急連絡に使用された事例もあった。

○タブレット端末はペーパーレスという点で良いが、ペーパーで見る必要も残るのではないか。費用の問題は十分検討すべきである。

○インターネット中継とタブレット端末の導入については大変便利なものであるが、

費用の問題がつきまとうのでそこが課題である。今後に出費が伴う課題が多くあり、出来ることから少しずつやってみようか。

○タブレット端末については、大変有効な機能を持っている。9月議会の委員長報告作成に関し、遠隔地でのデータの受け渡しも可能であった。災害時の活用についても有効であり、是非導入すべきである。議員への連絡や文書等に関して、どれだけの費用がかかっているのか調査し、費用対効果を検討してはどうか。

インターネット中継については、タッチパネルも大事だが、早い時期に最低の費用で出来ることから進めてはどうか。アナログをデジタルに変換するのにそれ程の費用はかからないと考えられる。現在の設備を使って取りあえず放映すると…。タッチパネルは将来的にはどうしても必要になってくる。来年度の庁舎耐震工事でエレベーターを設置し、議場への車椅子通路も作らなければならない。そうしたなかでインターネット中継の環境を作って行ってはどうか。

○鳥羽市議会ではタブレット端末を使って、議場で資料の映像化を行っており、大変良かった。飯能市議会では一般質問議員の映像を傍聴者に見せていたが、親しめてよいと思う。

○タブレット端末については、これまでの意見と同感であり、導入する方向で進めて行きたい。そのためには一定の研修期間が必要であり、みんなで使える形にして行くことが望まれる。

インターネット中継については、最小の費用で出来ることから取り組む考え方もあり得る。手順としては昨年に説明を受けた業者から、もう一度話しを聞くことにしたい。その一方で庁舎の耐震化工事に合わせて何が出来るか検討してはどうか。本会議場のマイクにしても何本も必要ではなく、議長席、答弁者席、質問者席に良質のマイクがあれば十分ではないか。それ以外にも十分な精査をしたうえで、設備や費用を詰めて行く協議も必要である。節約するところは出来るだけ節約して、12月中には一定の結論を得たい。

○タブレット端末の導入については、理事者側とも十分協議のうえ共に使える体制が必要である。

○タブレット端末とインターネット中継の費用対効果については、少し違う観点からの議論が必要ではないか。飯能市議会では、2年間でタブレット端末の導入費用とペーパーレス化の効果が同額であったとの説明を受けた。完全なペーパーレス化は議案書等で不可能であるが、資料等についてはやろうと思えば可能である。タブレット端末の課題として、ワード・エクセル系との互換性が十分でなくノートパソコンに近い端末が検討されているとの説明があった。

### 3. 議会 ITC 化の今後の進め方について

#### ・インターネット中継について

○インターネット中継の進め方として、タッチパネル方式は大変優れたシステムであるが、現段階では費用が相当かかる。平群町議会では26年度予算に計上し新年度からスタートさせる予定であり、その動向も見守る必要がある。こうした状況を踏まえ、最小の費用で出来ることから取り組みをもう一度検討してはどうかとの意見が出されている。

○アナログからの変換にしろデジタル映像にしろ、どこでもそれ程画質は良いとは言えない。もう少し実施事例を確認してはどうか。

○音声に関してカセットテープから CD に、映像ではビデオテープから DVD に、つまりアナログからデジタルへの変換作業を実際にやってみたが、比較的簡単に可能である。これは連続した映像や音声でも、そこそこのパソコンとコンバーターで可能であると思われる。従って、多額な費用はかけられないが、比較的少額の費用で取り組んでみてはどうか。タッチパネルとデジタル方式については、もう少し普及してくれば価格も低下する可能性もあり、平群の状況も見ながら継続し二段構えで進めて行くことにしてはどうか。

○映像の画質に関する話しであるが、先ず議会として最低限の取り組みを行い、もっと綺麗な映像を求めるかどうかは住民さんが決める問題である。議会としてやるべきことは、今ある設備を活用して最小の費用で出来ることを先ずやってみることである。  
・タブレット端末の導入とパソコンの持ち込みについて

○先の本委員会で議場へのパソコンの持ち込みについて提案があった。このパソコンの持ち込みとタブレット端末の導入をどのように関連付けて進めて行くのか、議論し整理が必要である。

○これまで議会に通信・録音器機の持ち込みを禁止していたが、それを解決しないことには進まないが…。それに長けている議員が有利になることより、みんなで足並みを揃えてやるのが大事ではないか。インターネット中継は全世界の人が見ているので、以前のような乱闘事件や不穏当発言等それに耐えうる議会かどうか問われる。

○パソコンの持ち込みについては、規制をしっかりとかけてやればよいのではないかと。表や写真を使えることを望む。

○議員の利便だけで議論してよいのか疑問がある。議会として議会基本条例もつくり、議会として全体の機能を高めて行く観点が必要ではないか。そこを整理した議論が必要だ。

○飯能市議会の議論では、民間がどんどん取り入れてやっているのに、行政は全くアナログ的で旧態依然としてやり方をやっている。これで何が規制緩和なのかとの指摘があり、鱗が取れた感がした。従ってタブレットを以て何をするのかの議論をしっかりとしておく必要がある。唯々便利が良いというだけでなしに、ペーパーレスや災害対応のことを以て、議員の活動が住民に理解される取り組みが大事である。全体で取り組めば、議員 12 名のものになるという共通した認識で議会活動が出来る。鳥羽市議会では会派を無くしても議会共通で進めている実例もある。昨日もファックスで 2 通来たが、コストも考え併せて取り組むべきである。

○出来ることから実行してはどうか。ファックスに替えてメールでやれば済む。他の議会との比較もあるだろうが、三セク債 42 億の返済があり、その辺との兼ね合いが気になる。ペガサスホールの再開など住民要望が山積みとなっているのではないかと。

○出来ることからやるというのは、歴代議長のもとで議会改革をすすめるうえでの基本方針となっている。その一方で実務的な対応も考えなければならない。ファックスをメールに換える話も現状では二通りの方法を取らなければならない。資料の扱いについてもデータで出す議員と従来通りペーパーで出す議員もある。事務局の意見はど

うか。

○ファックスとメールの二通りの方法であっても、事務局としてはそれほど無理がないと考えられる。

○先ず議会から議員宛の通知・連絡だけを、ファックスからメールに変更することから始めてはどうか。殆どの議員においてメールで受けるのは可能であると思われる。これを手始めにタブレット端末の導入につなげて行ってはどうか。

○まとめとしてファックスからメールに変更することから始めることとする。議会へのパソコンの持ち込みを先ずやるのか、タブレット端末の導入を含めてどう取り組むのかについては、次回に持ち越し協議することとする。

#### 4. その他

○今秋久しぶりに、総務建設委員会・文教厚生委員会合同と議会運営委員会の2つの委員会研修が実施された。制度としてはあくまでも公務出張であり、5月議会で所轄事項に関する調査のため議員の派遣を決めて実施されている。議員必携では公務上の取り扱い第5号に「委員会に付議された特定の事件又は委員会の所管事務について調査のため出張中に事故が発生した場合」の規定が明記されており、行政実例や判例では「過度の飲酒による事故は公務災害の対象外である」とされている。研修はあくまで公務出張であることに鑑みて、飲酒は一定の常識の範囲に止めるべきではないか。

○事務局の見解は、議員必携に書かれている通りである。

○議会基本条例第13条で議員研修等の執行及び公開の規定がある。これは議員の個人研修を規定したものであるが、実施状況について事務局の報告を求める。

○事務局より、現在のところ1名であるとの報告があった。

○この規定は、委員会研修とは別に議員個人がそれぞれのテーマについて、年間5万円の公費負担で実施出来るものである。折角の条例化であり、出来るだけ活用されてはどうか。

○飲酒云々ということの意味がよく分からないが…。

○一つは食事に飲酒を伴う場合やグループで飲酒による懇親の場合においても、公務出張であることを十分認識し飲酒を常識の範囲内に止めてはどうか。二つはどうしても飲みたい場合は、公務出張から明らかに外れて飲む認識が必要であるということだ。公務に当たるかどうかの判断は最終的には裁判所や世間の常識の判断に委ねられるが、何かあった場合に議会の品位が問われ兼ねないのではないか。

次回開催日程は、12月16日（月）午前10時～

以上